

令和6年度「埼玉県オーダーメイド型DX推進支援事業」

募集要領

1 支援事業の概要

(1) 支援事業の目的

本支援事業は、埼玉県内の中小企業がDX戦略を立案・実施するにあたり、DXに関する専門的知見を有するDXコンシェルジュが、将来ビジョンに基づいたDX戦略の目標設定からDX推進計画書の策定まで伴走支援することを目的とする。伴走支援においては、事業内容、組織・人事、マーケティング等の経営課題の抽出、課題解決策を導出し、デジタル技術を活用したDX戦略の策定を支援する。

(2) 支援対象者

下記すべてに該当する者を本事業の支援対象者（以下「伴走支援企業」という。）とする。

- ①中小企業基本法第2条に規定する「中小企業者」であること。
- ②埼玉県内に登記簿上の本店若しくは主たる事務所、技術開発又は生産の拠点を有すること。
- ③みなし大企業でないこと。（以下に該当しないこと。発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業、発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業、大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業）
- ④埼玉県内で引き続き1年以上事業を営むこと。
- ⑤訴訟や公序良俗に対する違反等、法令順守上の問題を抱えていないこと。
- ⑥代表者、または法人の役員が、暴力団等の反社会的勢力でないこと。また、反社会的勢力との関係を有しない、反社会的勢力との関係を持つ企業との関与がない、反社会的勢力から出資等の資金提供を受けていないこと。
- ⑦埼玉県オーダーメイド型DX推進支援事業（以下「本事業」という。）の事業内容を理解し、実施に際して組織的な準備・調整、資料提供、打合せ時間の確保等の協力ができること。
- ⑧本事業の実施内容について、概要部分（企業名、DX目標、実施内容（企業秘密部分は除く））の公開が可能であること。ただし、公開は伴走支援企業の事前確認、並びに承認を得てから行うものとする。

(3) 支援企業数

令和6年度の支援対象企業は、15社とする。

2 支援事業の内容

(1) 参加企業の募集

参加企業は、公益財団法人埼玉県産業振興公社（以下「公社」という。）のホームページにおいて募集する。申込みは公社様式により受付ける。（詳細は「3 支援事業の申込み」参照。）

(2) 初回打合せ

支援の開始に当たっては、伴走支援企業を直接訪問し、本事業の説明を行う。初回訪問時に支援に関する合意形成（繁忙期の確認等、諸条件の調整含む）を行うものとする。また、分析に必要な各資料（決算書、事業計画等）についても受領する。

①支援開始時に必要な資料

(ア) 直近3期分の決算書（貸借対照表、損益計算書、販売費及び一般管理費の明細、製造原価報告書）

(イ) 事業計画書、中期計画書等、会社の事業方針が分かる書類

②秘密保持

公社は、「中小企業支援法」に定める「指定法人」であり、同法及び「中小企業支援事業の実施に関する基準を定める省令」により守秘義務を課されており、業務上取り扱ったことに関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならないため、DXコンシェルジュ及び公社職員は秘密を保持するものとする。

(3) 経営者及び実務責任者へのヒアリングと現状分析

現状分析を行うため、経営者及び実務責任者に対するヒアリング、現場の視察（工場、事業所、店舗等）を実施する。財務的な分析は、決算書、事業計画等をもとに分析を行う。開始段階の現状分析については、伴走支援企業に報告する。

(4) 現状分析に基づいたディスカッション

開始段階の分析結果については、伴走支援企業の経営者、実務責任者を交えディスカッションを実施し、課題や改善点の整理、及び解決策の検討と対策の優先順位づけを共同で行う。デジタル活用の要求事項の整理も共同で行う。

(5) 将来ビジョン、DX推進目標の設定と会社全体のDX戦略（DX推進計画書）の作成支援

ディスカッションで整理した内容を踏まえ、将来ビジョン、DX推進目標を設定し、会社全体のDX戦略（DX推進計画書）を共同で策定する。DX戦略の

策定においては、DX推進目標の実現に向けた実行体制（組織構成）の検討、DX人材の育成計画も検討する。導入が想定されるデジタル活用的手段（DXツール等）があれば、具体的な導入計画も検討する。（伴走支援企業の希望があれば、導入実現性の高いDX製品、SIer、補助金についても調査・検討を行う。）

なお、会社全体のDX戦略（DX推進計画書）は、伴走支援企業が作成するものとし、DXコンシェルジュは、伴走支援企業が計画書を作成する際の専門的な助言を行い、伴走支援企業の希望があれば、デジタル活用的手段（DXツール等）の導入のための発注仕様書案の作成支援及び、SIerやベンダーの評価基準書案の作成支援も行う。

（6）本事業による支援の終了

支援実施期間である令和7年3月14日（金）までにDX推進計画書を完成させ、同推進計画書の完成及び担当コンシェルジュからの最終レビューを以て、本事業による支援は終了とする。

【支援事業の内容（例）】

① 初回打合せ



② 経営者及び実務責任者へのヒアリングと現状分析



③ 現状分析に基づいたディスカッション



④ 将来ビジョン、DX推進目標の設定と
会社全体のDX戦略（DX推進計画書）の作成支援



⑤ 本事業による支援の終了

（注）貴社に合わせて、支援内容をある程度カスタマイズすることは可能です。（要相談）

3 支援事業の申込み

(1) 支援受付期間及び支援実施期間

支援受付期間： 令和6年5月15日（水）より受付開始（支援対象企業が15社に達した時点で受付終了）

支援実施期間： 令和6年5月より令和7年3月14日（金）まで

(2) 申込み方法、必要書類

①申込み方法

公社ホームページより「申込書（様式第1号）」をダウンロードし、必要事項を記入の上、申込書をメールに添付し、申込みしてください。

【申込書送信先： iot@saitama-j.or.jp】

②必要書類

「申込書（様式第1号）」※公社ホームページからダウンロード
<https://www.saitama-j.or.jp/iot/ordermade2024>

③申込書受領後のメール返信

公社は、申込書を受領後、申込者に対して「申込書受領のメール」をメール受信日から翌営業日までに返信する。お申込み後、公社からのメール返信が無い場合、事務局までお問い合わせください。

④お問い合わせ先（事務局）

〒338-0001 埼玉県さいたま市中央区上落合2-3-2

新都心ビジネス交流プラザ 3階

公益財団法人 埼玉県産業振興公社（北与野事務所）

経営支援部 DX推進支援グループ

オーダーメイド型DX推進支援事業 担当

TEL 048-621-7051

メールアドレス iot@saitama-j.or.jp

(3) 受付けと支援決定の通知

申込み受付け後、申込み企業が本要領「1（2）支援対象者」の各要件に該当するか確認し、該当する企業に対しては、本事業の「支援対象者」として支援することを「支援決定通知書（様式第2号）」にて、速やかに通知する。

4 支援事業の中止、支援対象者からの除外

(1) 支援の中止

伴走支援企業及び公社理事長は、次の各号に掲げる場合、支援事業の中止をすることができる。

- ①伴走支援企業が、やむを得ない事情が生じた場合、または支援事業の趣旨等に合意できないと判断した場合、「事業中止届（様式第3号）」を公社理事長へ提出し、支援事業を中止できる。
- ②公社理事長が、伴走支援企業との支援過程の中で、支援実施の継続が困難であると判断した場合、支援事業を中止できる。

(2) 支援対象からの除外

①DX推進（デジタル活用）とは直接関係しない相談事項

支援実施の過程（状況分析、課題抽出、改善策の検討等）で、DX推進（デジタル活用）とは直接関係しない相談事項が主な課題となった場合は、当該課題に関しては本事業による支援対象とはしない。

②支援対象外の事項に対する対応

支援対象外となった相談事項に関しては、伴走支援企業への事情説明の上、希望により公社の別部門、または外部の支援機関に支援案件を取り次ぐ補助を行う。

5 実施内容の公開

(1) 公開

県内企業のDX推進のために、今回の支援を通じて検討した内容や策定した計画の概要部分（企業名、DX目標、実施内容（企業秘密部分は除く））は公開するものとする。

(2) 公開前の事前確認、承認

公開に当たっては、事前に伴走支援企業の確認、承認を得てから行うものとする。

6 その他、留意事項

(1) 本事業への理解

本事業の参加に際しては、以下の留意事項を理解した上で参加するものとする。

- ①DXを理解し、DX推進に対して会社全体が意欲的であること。
- ②経営者層、実務者層、双方に積極的な参加意識があること。
- ③自社主体でDX推進計画書の作成を行う意識があること。
- ④完成したDX推進計画書の内容が、当初の想定と異なる計画書となる場合があること。

(2) 本事業参加にかかる経費

① 公社の活動経費

DXコンシェルジュの活動及び出張にかかる経費は、無料（公社負担）とする。

② 貴社の活動経費

本事業の参加に関わる経費は貴社負担とする。

- (例) ・ 本事業参加にかかる従業員の人件費
・ 電話／オンラインの通信費等

(3) 別途必要な事項

この要領に定めることのほか、事業の実施に際して別途必要な事項は、伴走支援企業と公社の間で個別に定めるものとする。

附 則

この要領は、令和6年5月15日から施行する。